

北海道では1,000人以上の子どもたちが、
親と離れて暮らしています。

～子どもたちのために何かしたいと思うあなたへ～

里親になりませんか



北海道子ども未来推進局 子ども子育て支援課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL:011-204-5237

里親とは

さまざまな事情で家庭で暮らせなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、
温かい愛情を持って養育して下さる方々のことです。



お問い合わせ先

里親のことについてもっとお知りになりたい方は、
最寄りの児童相談所にお問い合わせください。

北海道中央児童相談所	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	011-631-0301
北海道旭川児童相談所	旭川市 10 条通 11 丁目	0166-23-8195
稚内分室	稚内市潮見1丁目 11	0162-32-6171
北海道帯広児童相談所	帯広市東1条南1丁目 1-2	0155-22-5100
北海道釧路児童相談所	釧路市桜ヶ岡1丁目 4-32	0154-92-3717
北海道函館児童相談所	函館市中島町 37-8	0138-54-4152
北海道北見児童相談所	北見市東陵町 36-3	0157-24-3498
北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩が丘1丁目9-16	0126-22-1119
北海道室蘭児童相談所	室蘭市寿町1丁目6-12	0143-44-4152

【里親の種類】

里親には4つの種類があります。

1 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(要保護児童)を養育する里親

2 専門里親

児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童など、特に専門的な支援が必要な児童を養育する里親

3 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親

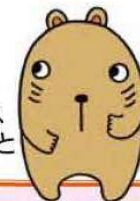
4 親族里親

要保護児童の両親等が死亡、行方不明又は拘禁等のため、扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する里親

【里親になるための要件】

里親になるために、特別な資格は必要ありません。
ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 要保護児童の養育に係る理解と熱意、児童への豊かな愛情を有していること
- ② 経済的の困窮していないこと(親族里親は除く)
- ③ 道が行う所定の研修を修了していること
- ④ 本人またはその同居人が、欠格事由に該当しないこと



【子どもの委託】

児童相談所は、子どもの状況等を踏まえ、登録里親の中から委託先の候補を選び、子どもとの交流後、正式に子どもの養育を委託します。

1. 委託の検討
2. 委託の打診
3. 面会
4. 外出・外泊
5. 委託
6. 委託解除

児童相談所が、里親への委託が可能か子どもに相応しい里親との組合せを検討します。

児童相談所から委託候補の子どもの状況などについて説明があります。

打診された里親は、委託候補の子どものいる施設等に行き、子どもと面会を重ねます。

子どもが里親との時間に不安を感じなくなった段階で、子どもとの外出や外泊を行います。

外泊を重ね、里親と子どもとの関係に問題がない場合、正式に委託します。

家庭引き取り、満年齢(18歳)、養子縁組成立などの理由により、委託が解除となります。

【里親登録までの流れ】

里親登録されるまでには、原則として以下のような手続きになります。



※ 研修の受講申し込みや里親登録申請の窓口は、最寄りの児童相談所になります。